

【公開版】

M O X 燃料加工施設における 新規制基準に対する適合性

廃棄施設の容量等の変更



日本原燃株式会社

令和2年2月19日

<変更の概要>

- 低レベル廃液処理設備の貯槽容量の変更では、分析設備から発生する廃液及び放出管理分析設備から発生する廃液の発生量を約 $0.2\text{m}^3/\text{d}$ から約 $0.5\text{m}^3/\text{d}$ に変更し、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等の廃液の発生量を約 $1.5\text{m}^3/\text{d}$ から約 $4\text{m}^3/\text{d}$ に変更する。
- 廃液の発生量の変更に伴い、検査槽の貯槽容量を約 $1.5\text{m}^3 \times 2$ 基及び約 $5\text{m}^3 \times 2$ 基から約 $2\text{m}^3 \times 2$ 基及び約 $10\text{m}^3 \times 2$ 基に変更する。
- 同様に廃液貯槽の貯槽容量を約 $15\text{m}^3 \times 3$ 基から約 $22\text{m}^3 \times 3$ 基に変更する。

廃棄施設の容量等の変更(2/5)



低レベル廃液処理設備の貯槽容量の変更②

<変更の概要(つづき)>

分析設備から発生する廃液
放出管理分析設備から発生する廃液

約 0.2 m³/d



約 0.5 m³/d

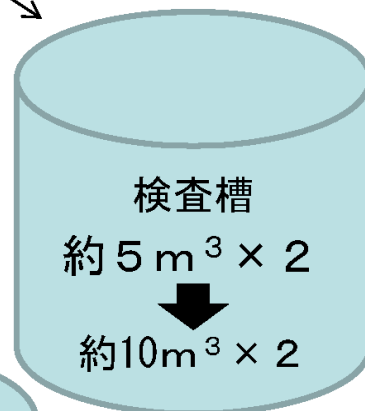
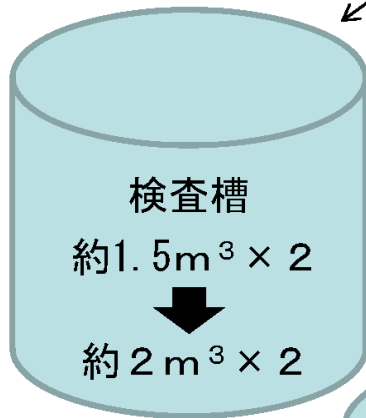
管理区域内で発生する空調機器
ドレン水等

約 1.5 m³/d



約 4 m³/d

希釈水



推定年間放出量

1,500 m³



3,000 m³

排水口

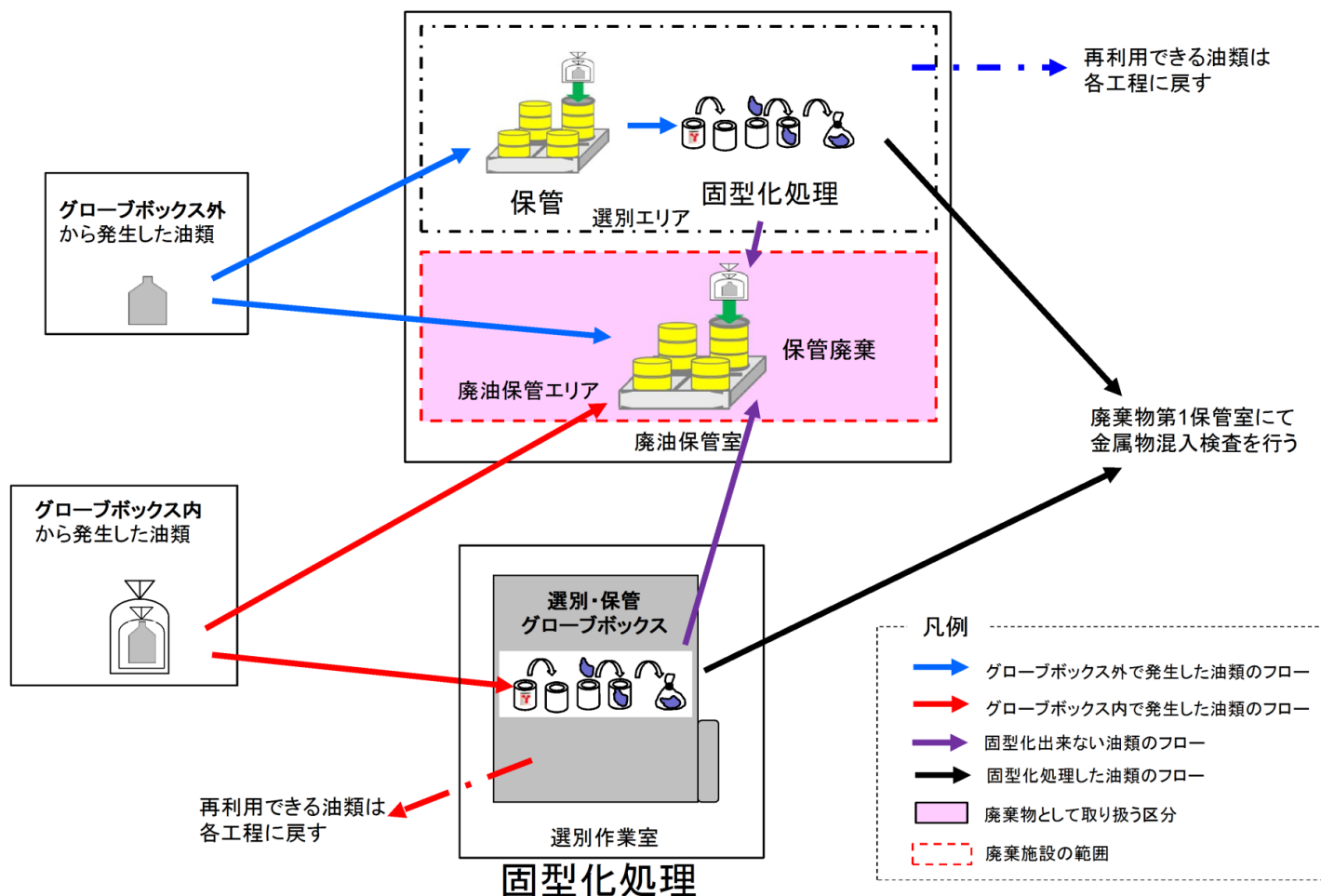
再処理施設

廃棄施設の容量等の変更(3/5)

油類の取扱いの変更

<変更の概要>

- 管理区域内で発生する油類について、放射性液体廃棄物として保管廃棄するとしていたところ、再利用する油類と再利用しない油類に選別する作業を実施したのち、再利用しない油類を放射性廃棄物として保管廃棄することに運用を明確化する。



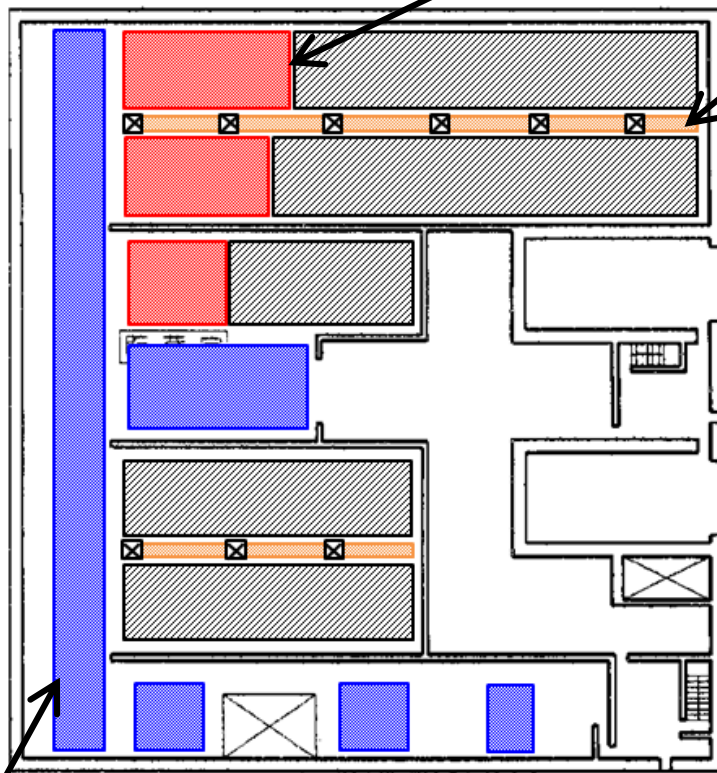
<変更の概要>

- 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を約50,000本から約55,200本(200ℓドラム缶換算の本数,以降同様)に変更する。
- 変更にあたっては,保管廃棄する容器の配置等を見直すこととし,具体的には,角型容器に統一することにより,空きスペースを確保し有効活用するとともに,貯蔵室の柱間及び搬送室等へ保管廃棄する(第1図)。

<変更の概要(つづき)>

①貯蔵室内の空きスペース有効活用

②貯蔵室内の柱間への保管廃棄



(新たに保管廃棄する地上1階の内訳)

■ : 貯蔵室の空きスペース

■ : 貯蔵室の柱間

■ : 搬送室等

(約5,200本)

■ : 角型容器(1250H)で現状の保管廃棄能力(約7,500本)となる範囲

③搬送室等への保管廃棄

第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 地上1階(平面)

第1図 保管廃棄能力の変更後の貯蔵イメージ